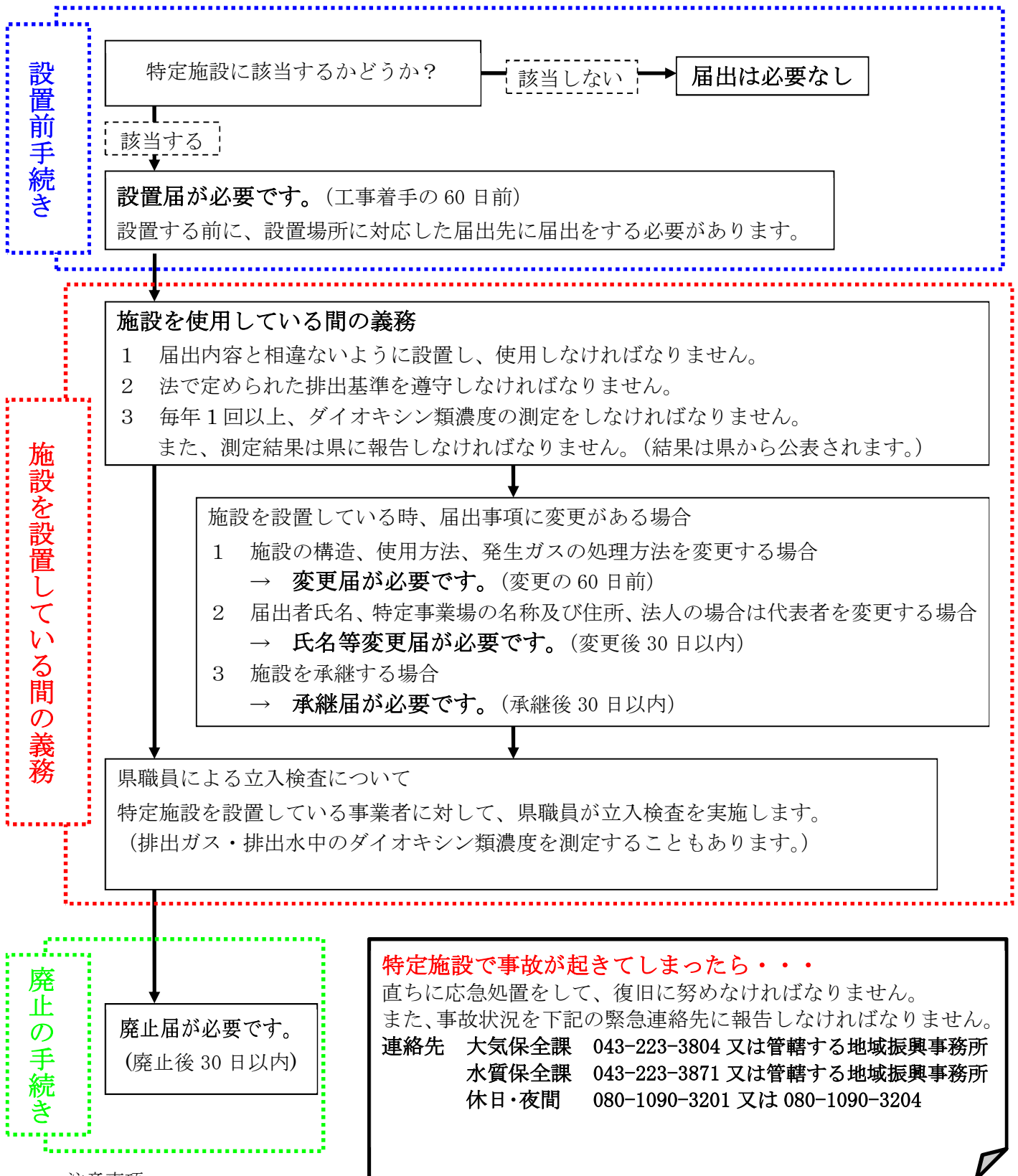


## 第2編 ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出について

### 1 特定施設の設置から廃止までの流れ



#### 注意事項

- 各届出には提出期限が定められているので注意してください。
- その他法律の届出が必要な場合もあるので、届出自治体窓口等にて確認してください。
- 緊急連絡先は千葉県の連絡先です。届出先が千葉市、船橋市、柏市の場合は、県ではなく各自治体に連絡してください。

## 2 届出書類一覧

特定施設を現に設置（使用）している事業者又はこれから特定施設を設置（使用）しようとしている事業者、届出内容に変更がある事業者は必要に応じて各届出をしなければなりません。

届出書の提出先は「3 届出窓口一覧」を参照してください。

各届出には提出期間と様式が法律で定められています。各届出は2部（大気基準適用施設と水質基準対象施設の両方がある場合は3部）を提出してください。1部は審査終了後に事業者に戻却します。

各届出書の記載方法等は「第4編 届出書の作成」を参照してください。

### 届出書一覧

	届出要件（期限）	根拠となる条文	様式*
設置届出書	特定施設を設置する 60 日前	第 12 条第 1 項	様式第 1 (別紙 1～6)
使用届出書	特定施設となった日から 30 日以内	第 13 条第 1 項	
変更届出書	各変更の 60 日前	第 14 条第 1 項	
氏名等変更届出書	各変更があった日から 30 日以内	第 18 条	様式第 3
特定施設の使用廃止届出書			様式第 4
承継届出書		第 19 条第 3 項	様式第 5
ダイオキシン類測定結果報告書	毎年 1 回以上 測定日から 60 日以内	第 28 条第 3 項	様式第 6 (別紙 1、2)

\*各届出の様式はダイオキシン類対策特別措置法施行規則に定められています。

#### ① 設置届出書

特定施設を新たに設置する場合に届出をする必要があります。届出は設置（工事着手）60 日前までに行わなければなりません。

#### ② 使用届出書

それまで特定施設ではなかった施設が、法令改正により特定施設に該当するようになった際、現にその施設を設置している場合に届出をする必要があります。届出は特定施設となった日から 30 日以内に行わなければなりません。

#### ③ 変更届出書

設置（使用）届出書の別紙 1～6 に記載した内容に変更がある場合に届出をする必要があります。届出は変更（工事着手）の 60 日前までに行わなければなりません。

ただし、届出者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）、特定事業場の名称及び所在地に変更がある場合は氏名等変更届出書にて届出をしなければなりません。

#### ④ 氏名等変更届出書

届出者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）、特定事業場の名称及び所在地に変更がある場合は、変更があった日から 30 日以内に行わなければなりません。

⑤ 特定施設の使用廃止届出書

特定施設を廃止する場合に届出をする必要があります。届出は特定施設を廃止した日から 30 日以内に行わなければなりません。

⑥ 承継届出書

特定施設を譲り受け又は借り受けた者は、その承継があった日から 30 日以内に届出なければなりません。

⑦ ダイオキシン類測定結果報告書

法では法第 28 条の規定により、毎年 1 回以上排出ガス、ばいじん、排出水等に含まれるダイオキシン類濃度の測定を行わなければなりません。また、その測定結果を知事に報告しなくてはなりません。測定結果は県が公表します。

※ 各届出をする際の注意事項

法人の場合、各届出について届出者がその法人の代表権を持たない場合（〇〇(株)△△工場の工場長など）には、法人の代表者（〇〇(株)の代表取締役など）から届出に係る権限の委任状も併せて必要になります。

### 3 届出窓口一覧

届出窓口は施設を設置する所在地により決められています。千葉市、船橋市、柏市内に設置する場合は各自治体が窓口になります。その他の県内市町村に設置する場合は県の各機関が窓口になります。

#### <自治体の届出窓口と問い合わせ先>

	担当課	電話番号 FAX 番号	所在地
千葉市	環境局環境保全部 環境規制課	043-245-5189 043-245-5581	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1
船橋市	環境部環境保全部	047-436-2452 047-436-2446	〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25
柏市	環境部環境政策課	04-7167-1695 04-7163-3728	〒277-8505 千葉県柏市柏 5-10-1

#### <県の各機関の窓口と管轄する市町村>

県の各機関	電話番号 FAX 番号	所在地	管轄市町村
千葉県環境生活部 大気保全課 (大気基準適用施設)	043-223-3804 043-224-0949	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	市原市
千葉県環境生活部 水質保全課 (水質基準対象施設)	043-223-3871 043-222-5991		
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	047-424-8092 047-421-1590	〒273-8560 船橋市本町 1-3-1 (フェイス 7 階)	市川市、習志野市、八千代市、 浦安市
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	047-361-4048 047-361-4098	〒271-8560 松戸市小根本 7	松戸市、野田市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	043-483-1447 043-486-7570	〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町 8-1	成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市、白井市、 富里市、酒々井町、栄町
香取地域振興事務所 地域環境保全課	0478-54-7505 0478-52-5529	〒287-8502 香取市佐原イ 92-11	香取市、神崎町、多古町、 東庄町
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	0479-64-2825 0479-63-9898	〒289-2504 旭市ニ 1997-1	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域振興事務所 地域環境保全課	0475-55-3862 0475-55-8312	〒283-0006 東金市東新宿 17-6 (仮設庁舎)	東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、横芝光町、芝山町
長生地域振興事務所 地域環境保全課	0475-26-6731 0475-26-6733	〒297-8533 茂原市茂原 1102-1	茂原市、一宮町、睦沢町、 長生村、白子町、長柄町、 長南町
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	0470-82-2451 0470-82-4164	〒298-0212 大多喜町猿稻 14	勝浦市、いすみ市、大多喜町、 御宿町
安房地域振興事務所 地域環境保全課	0470-22-8711 0470-22-0074	〒294-0045 館山市北条 402-1	館山市、鴨川市、南房総市、 鋸南町
君津地域振興事務所 地域環境保全課	0438-23-2285 0438-23-2287	〒292-8520 木更津市貝渕 3-13-34	木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市

## 4 特定施設の定義

特定施設とは法で定められた届出対象となる施設のことです。特定施設は大気基準適用施設と水質基準対象施設に分かれています。大気基準適用施設と水質基準対象施設の種類のほか、施設の種類と規模の両方に該当する場合に特定施設となり、届出が必要となります。

大気基準適用施設（法施行令別表第1より）

施設の種類		施設の規模
1	焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉、乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの。溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積*1が0.5平方メートル以上又は焼却能力*2が1時間当たり50キログラム以上であること。

\*1 火床面積とは、炉の床面積をいい、炉の形が上方へ広がっていく場合等は投影面積とします。廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計とします。

\*2 1つの廃棄物焼却施設について、2以上の廃棄物焼却炉がある場合、火床または焼却能力については、その合計で判断します。

水質基準対象施設（法施行令別表第2より）

1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 排ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉（火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が50kg/h）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃PCB等、PCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分解施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表第一の一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（1から17及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（1から17までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（18の下水道終末処理施設を除く。）

## 5 排出基準について

### (1) 排出基準

ダイオキシン類の排出基準は特定施設の種類、規模、設置年月日によって決められています。

## 大気基準適用施設

大気排出基準（単位：ナノグラム - TEQ / m<sup>3</sup>）\*

施設設置年月日		H12. 1. 14 以前	H12. 1. 15 以降	On* (%)
1 焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		1	0.1	15
2 製鋼の用に供する電気炉		5	0.5	
3 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉および乾燥炉		10	1	
4 アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		5	1	12
5 廃棄物焼却炉	焼却能力 4,000kg/h 以上	1	0.1	
	2,000 kg/h ~ 4,000kg/h 未満	5	1	
	2,000kg/h 未満	10	5	

- \* ダイオキシン類の濃度は、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（標準状態）における排出ガス1m<sup>3</sup>中の量に換算したものです。
- \* Onとは換算酸素濃度です。実測定値を酸素濃度で補正した値で基準を満足しなくてはなりません。
- \* 廃棄物焼却炉（火格子面積2m<sup>2</sup>又は焼却能力200kg以上のもの。）及び電気炉について、平成9年12月2日以降に設置された施設については、平成12年1月15日以降に設置された施設と同一の基準値が適用されます。

酸素換算式（JIS K 0311 参照）

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 酸素の濃度 On における濃度 (0°C、101.32 k Pa) (ng/m<sup>3</sup>)

On : 換算する酸素の濃度 (%)

Os : 排ガス中の酸素濃度 (20%を超える場合は Os=20 とする。) (%)

Cs : 排ガス中の実測濃度 (ng/m<sup>3</sup>)

## 水質基準対象施設

水質排出基準 [単位:ピコグラム-TEQ/L]

水質基準対象施設（全施設）	10
---------------	----

(2) 廃棄物焼却炉から発生する廃棄物の処理等に関して

① 廃棄物焼却炉から発生する、ばいじん等の処理について

廃棄物焼却炉から発生するばいじん、焼却灰、燃え殻等は 3n g/g 以内となるように処分しなくてはなりません。3n g/g を超えた場合は特別管理廃棄物として処理をする必要があります。

② 廃棄物焼却炉のばいじん等の適正処理および廃棄物処分場の維持管理について

ダイオキシン類により大気、公共用水域、地下水、土壌が汚染されないよう、次の省令に基づき廃棄物の最終処分場の維持管理をしてください。

(法第 25 条第 1 項及び第 2 項)

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の維持管理の基準を定める省令  
(平成 12 年総理府・厚生省令第 2 号)
- 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令  
(昭和 52 年総理府令・厚生省令第 1 号)

※ 不明な場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を所管する窓口にご相談してください。